

小牧市地域生活支援拠点事業所登録事業実施要綱

〔令和7年1月24日〕
〔6小障第3795号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第4項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障がい者等」という。）が、地域で安心して暮らし続けることができるようにするための機能を地域全体で支えるサービス提供体制（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備を図るために実施する小牧市地域生活支援拠点事業所登録事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は小牧市とする。ただし、事業に係る事務の一部を法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターに委託して行うことができる。

(地域生活支援拠点の機能)

第3条 地域生活支援拠点は、市内において次の各号に掲げる機能の全部又は一部を有するものとし、その内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談 緊急の支援が見込めない障がい者等を事前に把握し、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した緊急受入体制等を確保した上で、障がい者等の状態変化、障がい者等の家族の急病等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 障がいの特性に対して、専門的な支援を行うことができる体制の確保及び人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供

体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所の登録等)

第4条 地域生活支援拠点の機能を有する事業所は、小牧市地域生活支援拠点事業所登録等届出書(様式第1。以下「届出書」という。)に、当該事業所が地域生活支援拠点の機能の全部又はいずれかを有する事業所であることを規定した運営規程を添えて、市長に届け出ることができる。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認められたものについて地域生活支援拠点機能を担う事業所(以下「拠点事業所」という。)として登録を行い、小牧市地域生活支援拠点事業所登録等通知書(様式第2。以下「通知書」という。)によりその旨を通知するものとする。

3 拠点事業所は、登録内容に変更があった場合又は地域生活支援拠点の機能を有しなくなった場合は、届出書にその内容が分かるものを添えて届け出なければならない。

4 市長は、前項の届出を受けたときは、登録内容の変更又は登録の抹消を行い、通知書によりその旨を通知するものとする。

(拠点事業所の責務)

第5条 拠点事業所は、地域生活支援拠点の趣旨に則り、この事業が効果的に実施されるよう努めなければならない。

2 拠点事業所は、地域生活支援拠点に係る報酬の算定にあたっては、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意しなければならない。

3 拠点事業所は、実施した事業の内容について記録を作成し、記録を作成した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

4 拠点事業所は、市長から実施した事業の記録の提出の求めがあったときは、当該記録を提出しなければならない。

(地域生活支援拠点の実績報告及び評価)

第6条 拠点事業所は年度終了後、速やかに当該年度の実績を小牧市地域生活支援拠点事業所実績報告書(様式第3)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告された実績を小牧市自立支援協議会の意見も踏まえ、評価するものとする。

(秘密保持)

第7条 拠点事業所の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た事業の利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 拠点事業所の管理者は、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た事業の利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、拠点事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 拠点事業所が、第3条各号のいずれの機能も有していないと認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(公表)

第9条 市長は、拠点事業所及び第6条第2項の評価について、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定による届出は、この要綱の施行の日前においてもすることができる。

様式第1（第4条関係）

小牧市地域生活支援拠点事業所登録等届出書

年 月 日

（宛先）小牧市長

届出者 所在地

事業者名

代表者名

地域生活支援拠点機能を担う事業所として次のとおり届け出ます。

区分	1 開始		2 変更		3 廃止	
フリガナ						
事業所の名称						
事業所の所在地	〒					
事業所の連絡先	電話番号					
	FAX番号					
	メールアドレス					
事業所番号						
事業の種類						
地域生活支援拠点 として担う機能			相談			
			緊急時の受入れ・対応			
			体験の機会・場の提供			
			専門的人材の確保・養成			
			地域の体制づくり			
開始・変更・廃止 予定年月日						年 月 日

添付書類 運営規程

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第4条関係）

小牧市地域生活支援拠点事業所登録等通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長

年 月 日付けで届け出のありました地域生活支援拠点機能を担う事業所について、次のとおり登録等を行いましたので通知します。

フリガナ		
事業所の名称		
事業所の所在地	〒	
事業所の連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
事業所番号		
事業の種類		
地域生活支援拠点 として担う機能		相談
		緊急時の受け入れ・対応
		体験の機会・場の提供
		専門的人材の確保・養成
		地域の体制づくり
開始・変更・廃止 予定年月日	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第7条関係）

小牧市地域生活支援拠点事業所実績報告書

年 月 日

（宛先）小牧市長

届出者 所在地

事業者名

代表者名

年度地域生活支援拠点としての実績を次のとおり報告します。

添付書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。